

コンサルティング業務取引基本約款

(スペシャリストによるコンサルティング)

制定日：2026 年 7 月 1 日

Version：1.0

本約款は、日本ケミカルデータベース株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「スペシャリストによるコンサルティング」（第 1 条で定義。以下「本サービス」といいます。）に関し、当社と本サービスの提供を受ける顧客（以下「顧客」といいます。）との間の基本的な取引条件を定めるものです。

第 1 条（本サービスの内容・範囲）

1. 本サービスとは、顧客からの依頼に基づき、当社が調査を行い、その結果に基づく分析および助言を行い、顧客へ報告する業務をいいます。
2. 当社は、その責任において、本サービスの全部または一部について第三者に委託して実施することがあります。この場合、当社は当該第三者の行為について責任を負うものとします。
3. 前項の報告方法には、調査レポートの作成・提出、面談（対面／オンラインを含みます。）、セミナー（インハウス講演会）を含みます。
4. 本サービスの具体的内容、範囲、納期、対価その他の条件は、見積書、発注書、注文請書、電子メールその他の個別の合意（以下「個別契約」といいます。）で定めます。個別契約には、電子メールその他のやり取りにより合意された内容を含むものとします。
5. 次の業務は、本サービスの対象に含まれません。
 - (1) SDS の作成（SDS 作成・ラベル作成受託等）
 - (2) その他当社が別途定める業務

第 2 条（個別契約の申込みおよび成立）

1. 顧客は、本サービスの提供を受けるにあたり、当社が提示する見積書（本約款を添付し、または参照可能な状態で提示したものに限ります。）の内容に基づき、当社所定の方法により発注（以下「申込み」といいます。）を行うものとします。
2. 前項の申込みは、注文書を当社に交付する方法、または電子メールその他当社が認める方法により行うものとします。
3. 個別契約は、当社が前項の申込みを承諾し、その旨を注文請書の発行、電子メールによる受領通知その他相当の方法で顧客に通知した時点で成立するものとします。

第3条（約款の適用および優先順位）

1. 顧客が前条の申込みを行い、当社がこれを承諾した時点で、顧客は本約款の内容に同意したものとみなされ、本約款は個別契約の一部を構成し、個別契約と一体として適用されます。
2. 個別契約と本約款が抵触する場合には、個別契約（見積書に記載された特約条件を含みます。）が優先して適用されます。ただし、個別契約に定めのない事項については本約款が適用されます。

第4条（契約形態）

本サービスは、民法上の準委任契約として実施されるものとし、当社は、特段の合意がない限り、成果物の完成または特定の成果の実現を保証するものではありません。また、本サービスは、業務の遂行自体を目的とするものであり、特定の成果物の完成を目的とするものではありません。

第5条（成果物の提出）

1. 当社は、個別契約に定める方法により成果物を顧客に提出（以下「提出」といいます。）します。
2. 成果物の形式、構成、表現方法等について個別契約に特段の定めがない場合は、当社の合理的判断により決定します。
3. 成果物の提出後に顧客が成果物の追加、修正、再作成等を希望する場合、当社はその可否および条件を協議のうえ判断し、内容に応じて追加費用を請求できるものとします。

第6条（確認）

1. 顧客は、提出日の翌日から7日間（暦日）を確認期間とし、当該期間内に書面または電子メールにより不具合を通知しない場合、成果物の確認を了したものとみなします。
2. 前項の不具合とは、個別契約に定める内容に照らして客観的に認められる契約内容に適合しない状態をいい、顧客の主観的な評価または目的適合性に関する意見の相違は、直ちに不具合に該当するものではありません。

第7条（提出後の質疑応答）

1. 成果物に関する質疑応答（電子メール、電話等を含みます。）は、原則として前条の確認期間内に1往復までとします。

2. 前項を超える対応については、当社は別途協議のうえ、有償で対応することがあります。

第 8 条（知的財産権）

1. 本サービスにより作成された成果物に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含みます。）その他一切の知的財産権は、当社に帰属します。
2. 当社は顧客に対し、成果物を顧客の事業目的の範囲内で利用するための、非独占的かつ譲渡不能（再許諾不可）の利用権を許諾します。
3. 顧客は、当社の事前の書面による承諾なく、成果物を第三者に開示、譲渡、貸与、転載、引用、配布等してはなりません。成果物は公開を前提としたものではなく、外部資料等への利用は制限されます。ただし、第 9 条に定める場合はこの限りではありません。

第 9 条（顧客情報・知財出願に関する取扱い）

1. 顧客から提供または開示された資料、データ、情報（以下「顧客提供情報」といいます。）に関する権利は、顧客または正当な権利者に帰属します。
2. 当社は、顧客提供情報それ自体を直接利用して、発明、考案または意匠の創作を行い、または産業財産権の出願を行いません。
3. 前項にかかわらず、顧客の要望に従い実施する現地調査その他当社の独自の調査活動の結果として得られた知見、発明、考案または意匠の創作（顧客提供情報それ自体に依拠しないものに限ります。）については、当社に帰属し、当社は自らの裁量により出願できるものとします。

第 10 条（第三者への開示の例外）

第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、顧客は、次の各号に該当する者または場合に限り、必要最小限の範囲で成果物を開示することができます。

- (1) 顧客の親会社、子会社および関連会社（本サービスの利用目的の範囲内に限ります。）
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士その他法令上または契約上の守秘義務を負う専門家
- (3) 法令または裁判所・官公庁等の要請に基づき開示が必要な場合

第 11 条（秘密情報の取扱い）

1. 本サービスに関連して開示される、技術情報、営業情報、成果物その他一切の非公開情報（以下「秘密情報」といいます。）について、当社および顧客は、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示し、または漏洩してはなりません。
2. 前項にかかわらず、秘密情報が次の各号のいずれかに該当することを証明できる場合はこの限りではありません。
 - (1) 開示の時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示の後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (3) 受領者が正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (4) 相手方の秘密情報によらず受領者が独自に開発した情報
3. 当社は、顧客の秘密情報を本サービス遂行の目的以外に使用しません。
4. 本条に基づく秘密保持義務は、個別契約終了後 5 年間存続します。

第 12 条（情報の安全管理）

当社は、本サービスの遂行にあたり、顧客提供情報その他の情報について、漏洩、滅失または毀損の防止その他の適切な安全管理措置を講じるよう努めるものとします。

第 13 条（情報の正確性等）

当社は、成果物を可能な限り正確かつ最新の情報に基づき作成するよう努めますが、その完全性、正確性、有用性を保証するものではありません。
成果物の利用およびそれに基づく判断は、顧客自身の責任において行うものとします。

第 14 条（対価・支払条件）

1. 本サービスの対価、支払方法および支払期限は、個別契約または請求書に定めるとおりとします。
2. 振込手数料その他支払に要する費用は、別段の定めがない限り顧客の負担とします。

第 15 条（損害賠償）

1. 本サービスに関連して当社が負う損害賠償責任は、当該個別契約に基づき当社が受領した対価の総額を上限とします。
2. 当社は、間接損害、特別損害、付随的損害、逸失利益について責任を負いません。
3. 前二項は、当社の故意または重過失により損害が生じた場合には適用されません。

第 16 条（不可抗力）

天災地変、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、通信回線またはシステム障害その他当社の責めに帰さない事由により、本サービスの全部または一部の履行が遅延または不能となった場合、当社はその責任を負わないものとします。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および顧客は、自己および自己の役員等が反社会的勢力に該当しないこと、並びに反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、将来にわたり確約します。
2. 当社および顧客は、自己または第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的言動または暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計または威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社または顧客は、相手方が前項に違反した場合、催告を要することなく個別契約を解除できるものとします。当該解除により相手方に損害が生じても、当社は一切責任を負いません。

第 18 条（約款の改訂）

1. 当社は、本約款の変更が顧客の一般の利益に適合する場合または契約の目的に反せず合理的な変更である場合に限り、本約款の内容を変更することができます。
2. 本約款を変更する場合、当社は、当社ウェブサイトへの掲載その他合理的方法により、変更後の約款が適用される日から 1 か月以上前に通知します。

第 19 条（準拠法・管轄）

本約款および個別契約は日本法に準拠し、本サービスに関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

第 20 条（協議）

本約款に定めのない事項または本約款の解釈に疑義が生じた場合、当社および顧客は、本約款の趣旨に従い誠意をもって協議し解決します。

以 上